

「高梁市景観計画⑦」

「備中高梁の風情を活かす景観まちづくり」

平成26年7月1日から施行した高梁市景観計画・景観条例の概要について解説します。今月号では、補助制度などについてお知らせします。

■問い合わせ まちづくり課都市計画係 ☎210238

◆7月1日から高梁市景観計画・景観条例を施行しました

市は、これまで岡山県の景観計画・景観条例に基づき景観行政を進めてきました。今後は、「自分たちのまちは自分たちの手で守り創っていく」ため、市民・事業者・行政の連携と協働の取り組みにより、「備中高梁の風情を活かす景観まちづくり」を進めていきます。

◆建てる前には市に届け出が必要です

一定の規模以上の建築物・工作物を新築、増築、改築もしくは移転、模様替えなどを行う場合は、事前に届け出が必要になります。これらの行為を予定している人は、まちづくり課へご相談ください。

また、市ホームページでも詳細をご覧いただけます。

◆景観計画の区域

市全域を景観区域とし「重点地区（高梁城下町地区、吹屋周辺地区）」と「普通地区（重点地区以外の市全域）」の2つに区分しています。

◆高梁城下町地区の補助制度

本地区では、「自然緑地景観形成ゾーン」「駅周辺景観形成ゾーン」「歴史的町並み景観形成ゾーン」の3つのゾーンごとの特性を踏まえた景観づくりを進めます。その中でも、「駅周辺景観形成ゾーン」「歴史的町並み景観形成ゾーン」では、景観を保全・向上させるため、建築物・工作物の新築などを行う場合に、デザインや形、色などのきめ細やかな景観形成基準を定めています。

① 駅周辺景観形成ゾーン

駅周辺景観形成ゾーンは、市の玄関口としてふさわしい町並み景観の形成を積極的に進めていくため、市独自の新たな重点地区として指定しました。

指定範囲は、【図①】のとおり、備中高梁駅から3方向に延びる「駅前大通り」「城見通り」現在工事を進めている「高梁駅松連寺線」の沿線としています。

この沿道については、「駅周辺施設景観まちづくり事業」を創設しました。この事業を活用して、城下町の風情を感じさせる町並みづくりにご協力をお願いします。補助事業の概要は【表①】のとおりです。

② 歴史的町並み景観形成ゾーン

歴史的町並み景観形成ゾーンのうち、城下町の面影を色濃く残す通りを「景観形成道路」と定め、沿道景観の積極的な景観形成を図るため、よりきめ細やかな景観形成基準を定めています。【図②参照】

この道路の沿道では、「歴史的町並み保存地区整備事業」を活用して、歴史的な町並みに配慮した整備をお願いします。補助事業の概要は【表②】のとおりです。

■ 駅周辺施設景観まちづくり事業の概要 【表①】

物件区分	補助対象行為	補助対象事業費	補助率	補助限度額
建築物	大規模建築物の新築、増築、改築、修繕、もしくは模様替えまたは色彩の変更に係る工事	10万円以上の工事費	4分の3	200万円
	大規模建築物以外の建築物の新築、増築、改築、修繕、もしくは模様替えまたは色彩の変更に係る工事	10万円以上の工事費	4分の3	150万円
工作物	門、垣、さく、塀の新設、増築、改築、修繕、もしくは模様替えまたは色彩の変更に係る工事費	10万円以上の工事費	4分の3	150万円
	広告物の新設、修繕、改修、撤去	3万円以上の工事費（制作費を含む）	4分の3	50万円

※補助対象範囲…通りから観望できる正面および側面

※大規模建築物…高さ10mまたは建築面積500平方mを超えるもの

■ 歴史的町並み保存地区整備事業の概要 【表②】

物件区分	補助対象行為	補助対象事業費	補助率	補助限度額
建築物	伝統的建築物（おおむね昭和20年以前に建てられた建築物）の保存修理・修景に係る工事	10万円以上の工事費	4分の3	750万円
建築物 工作物	伝統的建築物以外の建築物の修景に係る工事費（新築を含む）	10万円以上の工事費	4分の3	150万円
工作物	その他の付属工作物（看板等）の保存修理、取り替え、撤去、設置に係る工事	3万円以上の工事費（制作費を含む）	4分の3	50万円

※補助対象範囲…通りから観望できる正面および側面

■ 景観形成道路位置図 【図②】



■ 駅周辺景観形成ゾーン範囲図 【図①】



高梁城下町地区と臥牛山

